

15 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

年度	品目		連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	計	酒母	もろみ	
	清酒	合成 清酒																
昭和	45	外 25 3,533	外 92 3	外 87 39	外 482 379	外 163 37	外 - 28	外 102 233	外 115 30	外 58 18	外 74 4	外 4 -	外 104 58	外 218 26	外 12 46	外 1,536 4,434	375	218
	50	外 30 3,229	外 84 2	外 86 36	外 424 393	外 160 31	外 - 32	外 109 208	外 123 24	外 56 24	外 82 5	外 4 -	外 133 47	外 243 23	外 17 48	外 1,551 4,102	383	243
	55	外 36 2,947	外 81 1	外 86 31	外 429 379	外 149 38	外 - 35	外 100 218	外 133 18	外 56 26	外 89 5	外 5 -	外 146 48	外 243 21	外 30 50	外 1,583 3,817	374	271
	60	外 64 2,586	外 81 3	外 76 45	外 508 389	外 161 30	外 2 38	外 121 214	外 162 17	外 61 26	外 108 9	外 10 1	外 215 51	外 262 16	外 59 56	外 1,890 3,481	376	334
	元	外 56 2,438	外 77 5	外 82 40	外 517 359	外 75 30	外 5 39	外 142 225	外 168 18	外 65 23	外 110 5	外 12 -	外 260 63	外 266 19	外 66 59	外 1,901 3,323	377	353
平成	2	外 55 2,435	外 77 4	外 77 44	外 514 359	外 73 31	外 5 41	外 143 231	外 168 17	外 65 22	外 111 6	外 12 -	外 275 58	外 270 16	外 68 62	外 1,913 3,326	373	353
	3	外 60 2,418	外 78 4	外 76 43	外 515 357	外 69 33	外 5 41	外 150 231	外 169 15	外 64 20	外 108 5	外 12 -	外 278 64	外 267 16	外 68 64	外 1,919 3,311	374	359
	4	外 55 2,407	外 78 3	外 74 47	外 517 355	外 69 33	外 7 42	外 154 233	外 168 14	外 64 20	外 109 6	外 13 -	外 279 66	外 270 13	外 75 62	外 1,932 3,301	376	362
	5	外 61 2,386	外 76 4	外 73 47	外 514 350	外 69 32	外 8 42	外 149 235	外 167 14	外 64 20	外 108 4	外 13 -	外 280 67	外 272 11	外 72 61	外 1,926 3,273	377	362
	6	外 64 2,369	外 78 3	外 75 45	外 511 352	外 70 30	外 14 49	外 152 234	外 171 11	外 64 20	外 109 4	外 32 -	外 283 71	外 272 12	外 72 61	外 1,967 3,261	384	359
	7	外 64 2,336	外 77 6	外 76 46	外 512 345	外 71 29	外 17 68	外 156 233	外 175 8	外 64 19	外 109 5	外 38 4	外 298 69	外 270 14	外 76 60	外 2,003 3,242	389	354
	8	外 63 2,305	外 79 2	外 82 38	外 506 345	外 69 32	外 25 143	外 156 234	外 176 10	外 64 19	外 108 4	外 54 5	外 301 75	外 270 18	外 80 58	外 2,033 3,288	388	354
	9	外 68 2,268	外 79 2	外 80 40	外 504 336	外 70 32	外 35 238	外 156 239	外 177 10	外 66 16	外 110 5	外 67 25	外 310 82	外 275 16	外 80 60	外 2,077 3,369	393	356
	10	外 78 2,229	外 80 1	外 79 41	外 494 327	外 71 30	外 40 274	外 156 237	外 174 10	外 67 15	外 109 4	外 103 31	外 325 83	外 275 17	外 87 57	外 2,138 3,356	394	356
	11	外 82 2,191	外 79 1	外 82 38	外 485 327	外 60 38	外 45 281	外 153 236	外 170 11	外 65 13	外 106 3	外 123 37	外 335 82	外 266 18	外 88 57	外 2,139 3,333	390	354
	12	外 86 2,152	外 78 1	外 87 35	外 478 327	外 63 36	外 51 272	外 163 235	外 169 11	外 68 11	外 108 3	外 128 48	外 371 91	外 268 19	外 92 58	外 2,210 3,299	349	352
	13	外 92 2,121	外 79 2	外 87 36	外 476 323	外 65 37	外 51 255	外 173 229	外 172 11	外 68 10	外 106 3	外 133 54	外 386 96	外 270 19	外 103 58	外 2,261 3,254	352	348
	14	外 98 2,076	外 76 2	外 82 36	外 476 328	外 71 31	外 55 244	外 183 233	外 173 13	外 67 10	外 110 4	外 136 61	外 411 101	外 278 20	外 124 57	外 2,340 3,216	337	345
	15	外 102 2,024	外 75 2	外 80 37	外 487 330	外 70 33	外 95 242	外 183 233	外 175 10	外 69 8	外 113 3	外 432 52	外 528 106	外 389 21	外 133 64	外 2,931 3,165	336	357
	16	外 114 1,973	外 76 2	外 81 38	外 493 347	外 74 30	外 81 233	外 177 234	外 171 11	外 70 7	外 110 4	外 385 48	外 498 106	外 346 22	外 146 91	外 2,822 3,146	331	374
	17	外 118 1,938	外 73 2	外 79 36	外 490 358	外 74 31	外 77 228	外 176 237	外 171 9	外 68 6	外 110 3	外 369 42	外 554 108	外 336 23	外 162 118	外 2,857 3,139	280	388
	18	外 129 1,887	外 66 5	外 85 30	外 497 365	外 73 33	外 77 221	外 184 242	外 412 21	外 65 6	外 109 4	外 2,209 37	外 2,354 114	外 3,001 27	外 4,797 149	外 14,058 3,141	264	399

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった(平成18年度は速報値)。
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
 3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。
 4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
 5 一の製造場で複数の酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本書きとし、その他は外書きとして掲げた。
 6 平成18年度の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い酒税法附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。

付表1 地ビール製造場（者）数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	250	232	263	244	234	224
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	225	223	251	232	223	214

(注)1 製造場（者）数は、各年度末（3月31日）現在のものを掲げた（平成18年度は速報値）。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場（者）で、大手ビールメーカー（5社）及び試験製造免許に係る製造場（者）を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正（平成6年3月31日法律第24号）により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000KLから60KLに引き下げられた。

付表2 濁酒製造場（者）数の推移

年 度	平成15	16	17	18
製造場数	4	29	54	85
製造者数	4	28	53	84
認定計画数	11	38	58	74

(注)1 製造場（者）数及び認定計画数は、各年度末（3月31日）現在のものを掲げた（平成18年度は速報値）。

2 構造改革特別区域法（平成14年12月18日法律第189号）に規定する酒税法の特例により濁酒の製造免許を取得した製造者及びその濁酒製造場を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条（酒税法の特例）に規定する要件に該当する製造者及びその製造場のその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数である。

16 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

年月日	卸 売 業			小 売 業			合 計	備 考
	全 酒 類	そ の 他	計	全 酒 類	そ の 他	計		
昭和 46. 3. 31 現在		外 1,316	外 1,316	外 1,198	外 147	外 1,345		13.3 酒類販売業免許制度発足
	1,965	2,387	4,352	122,291	20,756	143,047	147,399	
51. 3. 31	13,738	2,731	16,469	129,976	20,856	150,832	167,301	
56. 3. 31	12,761	2,610	15,371	135,457	21,294	156,751	172,122	
61. 3. 31	11,980	2,676	14,656	138,056	21,832	159,888	174,544	63.12 「規制緩和推進要綱」の閣議決定 元.6 人口基準、抽選制の導入
平成 2. 3. 31	11,540	3,487	15,027	139,396	22,127	161,523	176,550	
3. 3. 31	11,389	7,121	18,510	136,384	22,059	158,443	176,953	
4. 3. 31	11,006	7,302	18,308	136,545	22,091	158,636	176,944	
5. 3. 31	10,896	7,325	18,221	137,138	22,162	159,300	177,521	
6. 3. 31	10,682	7,332	18,014	137,777	22,335	160,112	178,126	
7. 3. 31	10,487	7,331	17,818	138,568	22,770	161,338	179,156	
8. 3. 31	10,200	7,274	17,474	139,403	23,003	162,406	179,880	
9. 3. 31	9,980	7,137	17,117	140,180	26,703	166,883	184,000	
10. 3. 31	9,757	7,090	16,847	140,836	31,012	171,848	188,695	10.3 「規制緩和推進3か年計画」の閣議決定
11. 3. 31	9,546	7,081	16,627	143,718	31,377	175,095	191,722	
12. 3. 31	9,436	7,053	16,489	145,841	31,641	177,482	193,971	
13. 3. 31	9,365	6,885	16,250	145,053	31,820	176,873	193,123	13.1 酒類小売業免許の距離基準の廃止
14. 3. 31	9,210	6,773	15,983	151,343	30,679	182,022	198,005	
15. 3. 31	9,070	6,686	15,756	154,759	29,840	184,599	200,355	
16. 3. 31	8,630	6,469	15,099	165,915	27,311	193,226	208,325	15.5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布 15.9 酒類小売業免許の人口基準の廃止
17. 3. 31	8,011	6,406	14,417	171,674	25,737	197,411	211,828	
18. 3. 31	7,608	6,384	13,992	170,975	25,485	196,460	210,452	17.8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」公布
19. 3. 31	7,303	6,330	13,633	178,122	23,149	201,271	214,904	18.8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定失効

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった(平成18年度は速報値)。

2 昭和46. 3. 31の外書きは、卸小売業者の従たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31以降の外書きは、卸売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。

3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。